






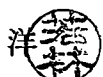





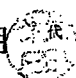
平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
美浜原子力発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件






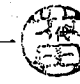














原告 石地優 ほか72名  
被告 国(処分行政庁 原子力規制委員会)

第24準備書面  
(具体的審査基準)

令和3年10月22日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人	弁護士	岩 渕 正 樹	
被告指定代理人	部 付	小 川 徹	
	部 付	平 山 裕 也	
	上席訟務官	若 林 敬 洋	
	訟 務 官	大 山 圭 太	
	訟 務 官	牧 田 加奈子	
	環境事務官	布 村 希志子	
	環境技官	鶴 園 孝 夫	
	環境技官	小 林 勝	
	環境事務官	柴 田 延 明	

環境事務官	淵	田	祐	介	
環境事務官	前	澤	い	ずみ	
環境事務官	坂	上		陽	
環境事務官	栗	田		旭	
環境事務官	大	城	朝	久	
環境事務官	仲	村	淳	一	
環境事務官	後	藤	堯	人	
環境事務官	藤	田	悟	郎	
環境事務官	上	村	香	織	
環境技官	吉	田	匡	志	
環境技官	田	上	雅	彦	
環境技官	小	林	源	裕	
環境事務官	小久保			舞	
環境事務官	村	田	太	一	
環境事務官	村	川	正	徳	
環境技官	田	口	達	也	
環境技官	澤	田	智	宏	
環境技官	大	野	佳	史	
環境技官	大浅田			薫	
環境事務官	井	藤	志	暢	

第1	裁判所からの依頼事項	4
第2	伊方最高裁判決のいう「具体的審査基準」について	4
1	伊方最高裁判決の判示	4
2	伊方最高裁判決が想定していたと解される「具体的審査基準」	6
3	原子力規制委員会規則等が伊方最高裁判決のいう「具体的審査基準」に当たらないこと	8
4	司法審査の対象となるのは「調査審議において用いられた」具体的審査基準に限られること	12
第3	本件適合性審査で用いられた内規	12
1	原子力規制委員会規則の解釈について	13
2	その他行政手続法2条8号口の審査基準に該当する内規について	14
3	行政手続法2条8号口の審査基準に該当しないが、これに関連する内規について	14

被告は、本準備書面において、第16回口頭弁論期日（令和3年5月10日）において裁判所から示された後記第1の依頼事項（以下「本件依頼事項」という。）に対して回答する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

## 第1 裁判所からの依頼事項

「最高裁判所昭和60年（行ツ）第133号平成4年10月29日第一小法廷判決（伊方最判）の『具体的審査基準』は、当時の原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議に用いられた原子力安全委員会が内規として定めた各種の審査基準を指している」と解されますが、現在は原子力規制委員会設置法26条に基づき原子力規制委員会が法律の委任に基づいて規則を制定することができるとされ、原子炉等規制法の個別規定に基づき原子力規制委員会が審査基準を規則で定めることとなっています。そうすると、被告第3準備書面別紙1に記載の各規則、告示、内規（各規則解釈・審査基準・ガイド）のうち、各規則・告示は法規命令として伊方最判のいう『具体的審査基準』とは異なるように思われますが、被告が『具体的審査基準』に当たると考えているものはどれか、（中略）明らかにしてください。」（第16回口頭弁論期日プロセスカードより抜粋）

## 第2 伊方最高裁判決のいう「具体的審査基準」について

### 1 伊方最高裁判決の判示

伊方最高裁判決は、「原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当

該原子炉設置者の技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。そして、規制法（引用者注：昭和52年法律第80号による改正前の原子炉等規制法〔以下「改正前規制法」という。〕）24条2項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。」とした上で、「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」と判示した。

このように、伊方最高裁判決は、原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、「被告行政庁の判断

に不合理な点があるか否か」という観点から、裁判所の審理、判断が行われるべきであるとし、具体的には、現在の科学技術水準に照らし、①前記調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか否か、②当該原子炉施設が前記の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会（いずれも当時）の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるか否か、を審理し、前記の具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは、当該原子炉施設が前記の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の前記判断に不合理な点があるものとして、前記判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである、と判示している（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度422ページ）。

## 2 伊方最高裁判決が想定していたと解される「具体的審査基準」

(1) この点、伊方最高裁判決において判断の対象となった原子炉設置許可処分がされた当時の改正前規制法は、原子炉を設置しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとされており（同法23条1項）、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可申請が、同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず（同項）、前記許可をする場合においては、同項各号に規定する基準の適用については、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないものとされていた（同条2項）。

ここで、原子力委員会とは、原子力利用に関する行政の民主的な運営を図るため、昭和31年1月、当時の総理府に設置された機関であり、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること等を所掌事務としていた（昭和53年法律第86号による改正前の原子力委員会設置法1条、2条）。また、原子力委員会には、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織され

る原子炉安全専門審査会が置かれ、原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされていた（同法14条の2, 3）。

そして、改正前規制法は、原子炉設置許可の要件として、「その者（引  
用者注：原子炉を設置しようとする者）（原子炉を船舶に設置する場合に  
あつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。）に原子炉を設置する  
ために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適  
確に遂行するに足りる技術的能力があること。」（同法24条1項3号）、「原  
子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同  
じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下  
同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。」（同  
項4号）と規定するにとどまり、原子力委員会又は原子炉安全専門審査会  
における調査審議においては、規則（現在でいう実用炉則に相当するもの）  
及び告示（現在でいう線量限度告示に相当するもの）のほか、原子力委員  
会が定めた各種指針、指針に関する専門部会報告書、専門審査会内規等が  
参考にされていた。

このような審査の実情からすると、伊方最高裁判決は、何が「具体的審  
査基準」に当たるかについては特段言及していないものの、原子炉設置許  
可の基準の適合性に関する安全審査の審査項目やその判断基準を示した上  
記の各種審査指針類が主に念頭に置かれていたと解される。

- (2) なお、昭和53年法律第86号による改正後の原子力委員会設置法（同  
改正後の題名は原子力委員会及び原子力安全委員会設置法）により、同年  
10月、核燃料物質及び原子炉に関する規制のうち安全の確保のための規  
制に関すること等を所掌事務とする原子力安全委員会が設置された（同法  
1条, 13条）。これに伴い、前記(1)のとおり原子力委員会に置かれてい  
た原子炉安全専門審査会は、原子力安全委員会に置かれることになり、引  
き続き原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされた（同

法16条1項, 2項)。

また、昭和53年法律第86号による改正後の原子炉等規制法では、原子炉を設置しようとする者は、同法23条1項各号に掲げる原子炉の区分に応じて、主務大臣の許可を受けなければならないとされ(同項)、主務大臣は、原子炉設置の許可申請が、同法24条1項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず(同項)、前記許可をする場合においては、あらかじめ、同項1号, 2号及び3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員会、同項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされていた(同条2項)。

そして、原子力安全委員会又は原子炉安全専門審査会における調査審議においても、規則や告示のほか、原子力安全委員会が定めた各種指針、指針に関する専門部会報告書、専門審査会内規などが参考にされていた。

### 3 原子力規制委員会規則等が伊方最高裁判決のいう「具体的審査基準」に当たらないこと

(1) これに対し、本件各処分がされた当時は、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)の制定とこれによる原子炉等規制法等の改正に伴い、原子力安全委員会等が定めていた安全指針類の内容の一部に相当するものが、原子力規制委員会規則として制定されていた。

すなわち、原子力規制委員会設置法26条により原子力規制委員会に規則の制定権が付与され、前記改正後の原子炉等規制法では、発電用原子炉の設置許可の要件の一つとして「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」と定められた(同法43条の3の6第



1項4号)。かかる法律の委任を受けて原子力規制委員会が制定したのが「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(設置許可基準規則・平成25年原子力規制委員会規則第5号)である。

そして、設置許可基準規則では、例えば、自然現象に対する安全性確保に関する要件として、「設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。」(4条1項)、「設計基準対象施設(括弧内略)は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(括弧内略)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。」(5条1項)、「安全施設(括弧内略)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。」(6条1項)とそれぞれ規定しているところ、前記原子炉等規制法の改正前においては、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)の中で、「指針2. 自然現象に対する設計上の考慮」として、「1. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して、耐震設計上の区分がなされるとともに、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。」、「2. 安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象によって原子炉施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。」と定められていたものである。

- (2) この点、「法規命令」とは、行政主体と私人の関係の権利・義務に関し、行政機関が制定した一般的規律であり、政令、内閣府令・省令、各外局の

長等が制定する外局規則，地方公共団体の長や委員会が制定する規則などがある。他方で，「行政規則」とは，行政機関の制定する定めのうち，国民の権利・義務に直接関係せず，外部的効果を有しないものをいい，行政の組織に関する規定，行政機関を名宛人とする行政機関の行動基準に関する規定などがある。行政規則の形式は必ずしも一定しておらず，訓令，通達，要綱等は，行政規則として制定されるのが通例であるが，告示については，実質的に法規命令を補充する性格を持つ場合もあれば，行政規則としての性格を持つ場合もあるとされる。（以上につき，市原義孝・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度78及び79ページ注18，塩野宏・行政法Ⅰ〔第6版〕行政法総論104ないし122ページ）

また，行政手続法は，「内閣又は行政機関が定める」「命令等」（同法2条8号柱書）のうち，「法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。〔中略〕）又は規則」（同号イ）を，「審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。〔中略〕）」（同号ロ）と区別している。

そして，被告第3準備書面別紙1記載の各原子力規制委員会規則は，前記(1)で例示したように，いずれも，行政主体と私人の関係の権利・義務に関し，法律の委任を受けて原子力規制委員会が制定した一般的規律であり，法規命令及び行政手続法上の「法律に基づく命令」（同法2条8号イ）に当たる。また，同別紙1記載の各告示は，いずれも，行政主体と私人の関

係の権利・義務に関し、法律の委任を受けた省令による再委任を受けて行政機関が制定した一般的規律であるから、法規命令及び行政手続法上の「処分の要件を定める告示」(同)に当たる。

(3) このように、被告第3準備書面別紙1記載の各原子力規制委員会規則及び各告示は、いずれも、法の委任を受けたという民主的正統性を有する法規命令として、それが違法無効でない限りは、行政主体と私人の関係の権利・義務に関する一般的規律として外部的効果を有するものであるから、裁判所も紛争を解決する際には、それを適用しなければならないといえる。すなわち、原子炉等規制法43条の3の6第4号にいう「災害の防止上支障がない」という判断をどのような手順で行うかについては、様々な方法が考えられ、そのどれを選択するか自体も、一つの政策的かつ専門技術的判断であるが、相対的安全性の原則をどのように具体化するかという設計思想が民主的正統性を有する原子力規制委員会規則等の形式で示された以上、裁判所はそれを尊重する必要があるのである。(以上につき、高木光「原発訴訟における民事法の役割—大飯三・四号機差止め判決を念頭において」自治研究91巻10号17ページ以下〔前記に関する記載は29及び30ページ〕参照)

そして、前記の各原子力規制委員会規則及び各告示については、これらが訴訟において適用されるべき法規である以上、伊方最高裁判決がいう「具

---

\*1 「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)は、原子炉等規制法等による委任を受けて制定された「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則」(昭和32年総理府・通商産業省令第1号)による委任を受けたものであり、「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」(昭和53年12月28日通商産業省告示第666号)は、原子炉等規制法等による委任を受けて制定された実用炉則(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則・昭和53年通商産業省令第77号)による委任を受けたものである。

体的審査基準」に当たるとして司法審査の対象とすることはできないというべきである。したがって、前記の各原子力規制委員会規則及び各告示については、伊方最高裁判決が判示した「具体的審査基準」には当たらないと解するのが相当である。

#### 4 司法審査の対象となるのは「調査審議において用いられた」具体的審査基準に限られること

前記3のとおり、被告第3準備書面別紙1記載の各原子力規制委員会規則、各告示及び各内規のうち、法規命令である各原子力規制委員会規則及び各告示は、伊方最高裁判決がいう「具体的審査基準」には当たらない。他方、それ以外の各内規については、当然に伊方最高裁判決にいう「具体的審査基準」に当たらないと主張するものではない。

ただし、伊方最高裁判決によれば、司法審査の対象となるのは「調査審議において用いられた」具体的審査基準であるから、原子炉等規制法所定の要件に適合するかの審査に用いられたか否かにかかわらず、全ての審査基準のあらゆる規定が司法審査の対象となるものではない。したがって、審査基準については、これが原子炉等規制法所定の要件に適合するかの審査に実際に用いられた場合に初めて、伊方最高裁判決がいう「調査審議において用いられた」具体的審査基準に該当し、司法審査の対象となるものである（そのため、ある審査基準について不合理な点がないかを検討するに当たっては、当該審査基準が実際の審査においてどのように用いられたのかについて正しく把握することが重要になる。）。

### 第3 本件適合性審査で用いられた内規

前記第2のとおり、被告第3準備書面別紙1記載の各内規は、これらが本件適合性審査において具体的な審査基準として用いられた限度において、伊方最高裁判決にいう「具体的審査基準」に当たる。そして、本件適合性審査

において用いられた審査基準（各種の審査指針類）については、個々の争点に関して従前の被告準備書面において記載したとおりである。以下では、本件各処分 of 審査で用いられた内規について、原子炉設置許可処分の審査を例にしつつ、概要を説明することとする。

## 1 原子力規制委員会規則の解釈について

原子力規制委員会規則には、原子力規制委員会がその内容を更に具体的に示すために規定した内規である「解釈」があり、これは行政手続法2条8号口の「審査基準」に該当する。例えば、原子力規制委員会は、設置許可基準規則の解釈（「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」原規技発第1306193号・原子力規制委員会決定〔乙B第5号証〕）を内規として定めている。ただし、設置許可基準規則の解釈には、冒頭に「設置許可基準規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、設置許可基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、設置許可基準規則に適合するものと判断する。」とされており（同号証2ページ）、設置許可基準規則に照らして十分な保安水準を確保できる技術的根拠があれば、設置許可基準規則の解釈に規定されていない内容であったとしても、設置許可基準規則の基準該当性を判断できるものとなっている。

設置許可基準規則の解釈は、設置許可基準規則の規定を詳細に説明した審査基準であり、前記の設置許可基準規則6条を例にすれば、同条1項に規定する「想定される自然現象」とは、「敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。」として、「火山の影響」もこれに含まれ得るとし（同条の解釈の2）、同条2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、「対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをい

う。」としている（同条の解釈の5）（乙B第5号証13及び14ページ）。

## 2 その他行政手続法2条8号口の審査基準に該当する内規について

原子炉等規制法43条の3の6第1項2号においては、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。」（2号要件）が、同項3号においては、「その者に重大事故（括弧内略）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」（3号要件）が、原子炉設置（変更）許可の要件とされている。

そして、2号要件（技術的能力に関するものに限る。）及び3号要件（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関するものを除く。）の適合性の判断については、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）が審査基準として定められている。

また、3号要件のうち重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に関する適合性の判断については、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」（原規技発第1306197号・原子力規制委員会決定）が審査基準として定められている。

これらの内規は、原子炉等規制法43条の3の6第1項2号及び3号によって直接委任されているものではないが、行政手続法2条8号口の「審査基準」に該当する。

## 3 行政手続法2条8号口の審査基準に該当しないが、これに関連する内規について

行政手続法2条8号口の「審査基準」に該当しないが、これに関連する内規として、各種ガイドや指針がある。これらは、審査官が、許認可の審査を行うに当たり、具体的には何を確認すればよいか、どのようなことに留意す

る必要があるかを取りまとめた手引として位置づけられる。すなわち、これらの各種ガイドや指針は、審査官が、申請内容の妥当性を確認するための方法の一例を示した手引にすぎないのである。そのため、これらの各種ガイドや指針は、行政手続法上の「法令に基づく命令（括弧内略）又は規則」又は「審査基準」のいずれにも該当しない。

実際、火山ガイド（甲B第35号証）、竜巻ガイド、外部火災ガイド及び内部火災ガイド等のように、冒頭の目的等において、要旨「本評価ガイドは、（中略）評価方法の一例である。また、本評価ガイドは、（中略）評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。」などと記載されているものや、地震ガイド（乙B第21号証）、火山ガイド（甲B第35号証）、基準津波ガイド（甲B第10号証）、耐震設計工認ガイド（甲B第11号証）、竜巻ガイド、外部火災ガイド及び内部火災ガイド等のように、末尾の附則において、要旨「評価方法は、本評価ガイドに掲げるもの以外であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない」などと記載されているものがある。つまり、事業者としては、申請内容の妥当性を適切に示した上で、ガイドの記載によらない方法を用いて申請することが可能であるし、原子力規制委員会としても、法規命令でないガイドには拘束されず、ガイドによらずとも、申請内容の妥当性を確認できれば当該申請を許可等することとなる。実際、各種ガイドが前提とする科学的知見や各種の調査方法等は、日々進歩、発展し続けているものであり、原子力規制委員会は、適合性審査において、ガイド制定後の状況も考慮した最新の科学的知見を踏まえ、各種ガイドを運用している。

以 上

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
2007年勧告	ICRPの2007年勧告	第6準備書面 14 P
1990年勧告	ICRPの1990年勧告	第6準備書面 14 P
2号要件	改正原子炉等規制法43条の3の6第1項2号においては、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第3準備書面 39 P
3号要件	改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号においては、「その者に重大事故(括弧内省略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」	第3準備書面 39 P
4号要件	改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号においては、原子炉設置(変更)許可の基準の一つとして、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」	第3準備書面 37 P
ACAガイド	独立行政法人原子力安全基盤機構『原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド』(平成26年2月)	第4準備書面 87 P
IAEA	国際原子力機関	第7準備書面 8 P
ICRP	国際放射線防護委員会	第6準備書面 6 P
JAEA報告書	JASMINEコードを用いた原子炉圧力容器外での水蒸気爆発による格納容器破損確率の評価に関する論文	第12準備書面 24 P
JEAC4201	一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2013年追補版])	第4準備書面 84 P
JEAC4201-2007	一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007)	第13準備書面 29 P
JEAC4201-2007[2010年追補版]	一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007)[2010年追補版]	第13準備書面 29 P
JEAC4201-2007シリーズ	JEAC4201-2007, JEAC4201-2007[2010年追補版], JEAC4201-2007[2013年追補版]の総称	第13準備書面 29 P
JEAC4206	一般社団法人日本電気協会『原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法』(JEAC4206-2007)	第4準備書面 85 P
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第13準備書面 17 P
JNES-SSLレポート	独立行政法人原子力安全基盤機構報告による原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究に関する最終報告書	第13準備書面 17 P
Lsub	地下に存在する震源断層の長さ	第9準備書面 110 P
MS	原子炉施設の異常状態において、この拡大を防止し、又はこれを速やかに収束せしめ、もって一般公衆に及ぼすおそれのある過度の放射線被ばくを防止し、又は緩和する機能を有する安全施設(異常影響緩和系・mitigation systemの略)	第11準備書面 29 P



## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
PLM基準2008版	原子力発電所の高経年化対策実施基準:2008	第13準備書面 12 P
PS	その機能の喪失により, 原子炉施設を異常状態に陥れ, もって一般公衆ないし従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのある安全施設(異常発生防止系・prevention systemの略)	第11準備書面 29 P
PRA	確率論的リスク評価	第4準備書面 50 P
ΔRTNDT	関連温度移行量	第19準備書面 9 P
SFP評価ガイド	実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号。以下「SFP評価ガイド」という。	第3準備書面 38 P
SPDS	重大事故等時のパラメータの記録のために, 安全パラメータ表示システム	第12準備書面 18 P
Qian論文	GuianQianらが2018年(平成30年)に掲載した論文	第21準備書面 12 P
UCC	クラッド下亀裂(Under-Clad Cracking)	第19準備書面 26 P
(5) 争点		
圧カスパイク	熔融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇	第4準備書面 58 P
赤松氏	京都大学元助教授の赤松氏	第17準備書面 60 P
(ア)法	レシピにおける震源断層モデルを設定する手法のうち(ア)の手法	第9準備書面 119 P
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定, 平成13年3月29日一部改訂)	第7準備書面 36 P
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定, 平成13年3月29日一部改訂)	第7準備書面 36 P
飯井委員	飯井俊行委員	第21準備書面 12 P
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1114ページ)	第5準備書面 6 P
伊方発電所	四国電力株式会社伊方発電所	第20準備書面 18 P
意見聴取会	原子力安全・保安院が, 開催した中性子照射脆化に係る健全性評価の手法の適切性を改めて検討することを目的として, 平成23年11月29日から平成24年7月27日までの間に, 金属材料や材料力学などの専門家による高経年化技術評価に関する意見聴取会	第21準備書面 9 P
(イ)法	レシピにおける震源断層モデルを設定する手法のうち(イ)の手法	第9準備書面 119 P
運転期間延長審査基準	実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第1311271号)	第3準備書面 43 P
運転期間延長認可申請運用ガイド	実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド	第13準備書面 10 P
女川原子力発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第15準備書面 6 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号

原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
改正前規制法	昭和52年法律第80号による改正前の原子炉等規制法	第24準備書面 6 P
外部火災ガイド	原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号。以下「外部火災ガイド」という。	第3準備書面 38 P
火災感知設備	早期に火災発生を感知する設備	第4準備書面 44 P
火災防護基準	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号)	第3準備書面 38 P
火山ガイド	原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号。以下「火山ガイド」という。	第3準備書面 38 P
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第7準備書面 26 P
上澤シミュレーション	上澤千尋氏によるシミュレーション	第6準備書面 6 P
釜江教授	地震調査研究推進本部地震調査委員会強振動評価部会強振動予測手法検討分科会の委員である京都大学の釜江克宏名誉教授	第20準備書面 12 P
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	答弁書 10 P
技術基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)	第3準備書面 41 P
基準地震動に係る具体的審査基準	設置許可基準規則解釈別記2の5及び地震ガイド	第9準備書面 77 P
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第4準備書面 21 P
基準津波	設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第4準備書面 36 P
基準津波に係る具体的審査基準	設置許可基準規則解釈別記3, 地質調査ガイド及び津波ガイド	第10準備書面 58 P
基本的目標a	敷地周辺の事象, 原子炉の特性, 安全防護施設等を考慮し, 技術的見地からみて, 最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故(中略)の発生を仮定しても, 周辺の公衆に放射線障害を与えないこと	第7準備書面 27 P
基本的目標b	更に, 重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故(中略)の発生を仮定しても, 周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないこと	第7準備書面 27 P
基本的目標c	なお, 仮想事故の場合には, 集団線量に対する影響が十分に小さいこと	第7準備書面 27 P
基本モデル式	予測式における $\Delta RTNDT$ 計算値の算出するための式の元となるモデル式	第13準備書面 36 P
キャスク	使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク	第4準備書面 46 P
九電	九州電力	第21準備書面 9 P
旧耐震指針	平成18年に改訂された耐震指針以前の指針	第9準備書面 83 P
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第7準備書面 16 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
玄海1号機	九電の玄海原子力発電所1号機	第21準備書面 9 P
原告ら準備書面(2)	原告らの平成29年3月23日付け準備書面(2)	第15準備書面 6 P
原告ら準備書面(8)	原告らの平成29年5月11日付け準備書面(8)	第6準備書面 5 P
原告ら準備書面(13)	原告らの平成29年8月30日付け準備書面(13)	第9準備書面 78 P
原告ら準備書面(17)	原告らの平成29年11月29日付け準備書面(17)	第21準備書面 12 P
原告ら準備書面(20)	原告らの平成30年3月16日付け準備書面(20)	第13準備書面 16 P
原告ら準備書面(26)	原告らの平成30年6月25日付け準備書面(26)	第14準備書面 24 P
原告ら準備書面(31)	原告らの平成30年10月11日付け準備書面(31)	第17準備書面 23 P
原告ら準備書面(42)	原告らの2019(令和元)年10月7日付け準備書面(42)	第19準備書面 6 P
原告ら準備書面(44)	原告らの2019(令和元)年10月7日付け準備書面(44)	第19準備書面 6 P
原告ら準備書面(45)	原告らの2019(令和元)年10月7日付け準備書面(45)	第19準備書面 6 P
原告ら準備書面(46)	原告らの2019(令和元年)年10月7日付け準備書面(46)	第19準備書面 6 P
原告ら準備書面(36)	原告らの2019(平成31)年1月9日付け準備書面(36)	第20準備書面 6 P
原告ら準備書面(50)	原告ら2020(令和2)年1月9日付け準備書面(50)	第20準備書面 6 P
原告ら準備書面(57)	原告ら2021(令和3)年1月12日付け準備書面(57)	第22準備書面 7 P
『原子力発電所の安全:設計』	原子力発電所の安全:設計 個別安全要件 No. SSR-2/1(Rev. 1)	第7準備書面 10 P
原子炉等規制法	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書 4 P
原子炉等規制法施行令	核原料物質, 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	答弁書 8 P
原子炉施設等基準検討チーム	更田豊志委員(当時)を中心として発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム	第15準備書面 21 P
原則的立地条件(1)	大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかったことはもちろんであるが, 将来においてもあるとは考えられないこと。また, 災害を拡大するような事象も少ないこと	第7準備書面 25 P
原則的立地条件(2)	原子炉は, その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること	第7準備書面 25 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
原則的立地条件(3)	原子炉の敷地は、その周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じうる環境にあること	第7準備書面 25 P
検討用地震	敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第4準備書面 23 P
航空機	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機	第12準備書面 45 P
航空機衝突影響評価	航空機の衝突による影響の評価	第12準備書面 45 P
航空機衝突影響評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(原規技発第1409178号)	第3準備書面 39 P
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事務所	第3準備書面 18 P
高経年化技術評価	実用炉則82条1項各号に掲げられた機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価	答弁書 7 P
高経年化対策実施ガイド	実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)	第3準備書面 43 P
高経年化対策審査ガイド	実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド	第13準備書面 12 P
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成の「国会事故調報告書」	第1準備書面 12 P
合 計		
参加人準備書面(3)	参加人の平成30年3月15日付け準備書面(3)	第9準備書面 85 P
参加人準備書面(4)	参加人の平成30年6月25日付け準備書面(4)	第10準備書面 51 P
参加人準備書面(5)	参加人の平成30年10月9日付け準備書面(5)	第11準備書面 52 P
参加人準備書面(6)	参加人の平成30年10月9日付け準備書面(6)	第12準備書面 17 P
参加人準備書面(7)	参加人の平成31年4月4日付け準備書面(7)	第13準備書面 24 P
参加人準備書面(8)	参加人の令和2年1月9日付け準備書面(8)	第17準備書面 18 P
参加人準備書面(9)	参加人の令和2年1月9日付け準備書面(9)	第22準備書面 22 P
3条委員会	国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定される委員会	第15準備書面 9 P
四国電力	四国電力株式会社	第20準備書面 18 P
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192号)	第3準備書面 38 P
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第9準備書面 79 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
地震等基準検討チーム	原子力規制委員会に設置された発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に係る検討チーム	第9準備書面 80 P
地震本部	地震調査研究推進本部	第9準備書面 27 P
地震本部報告書	地震本部作成の『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第9準備書面 27 P
施設定期検査	改正原子炉等規制法43条の3の15においては、特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査	第3準備書面 46 P
実施基準	日本原子力学会による「原子力発電所の地震を起因とした確率的安全評価実施基準:2007」	第9準備書面 91 P
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	第11準備書面 62 P
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)	答弁書 7 P
地盤ガイド	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号)	第3準備書面 39 P
島崎発表	平成27の日本地震学会秋季大会を含めた複数の地震関係の学会において、島崎邦彦氏が行った「入倉・三宅式」に基づき地震モーメントを求めると基準地震動が過小評価になる旨の発表	第9準備書面 107 P
重要事故シーケンス	炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンス	第4準備書面 50 P
重要度分類指針	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針	第11準備書面 29 P
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故	第4準備書面 49 P
重大事故等対処設備	貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面 43 P
重大事故等防止技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)	第3準備書面 40 P
消火設備	消火を行う設備(安全施設に属するものに限る。)	第4準備書面 44 P
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第9準備書面 13 P
常設重大事故緩和設備	常設重大事故緩和設備のうち常設のもの	第9準備書面 14 P
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第9準備書面 14 P
浸水防止設備	浸水防止機能を有する設備	第4準備書面 29 P
瀬尾シミュレーション	瀬尾建氏によるシミュレーション	第6準備書面 29 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	答弁書 10 P
設置許可基準規則解釈	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。平成26年4月16日、同年7月9日一部改正。)	第3準備書面 38 P
設置法	原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)	第3準備書面 19 P
線量限度告示	核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)	第6準備書面 5 P
訴状①	平成28年12月9日付け訴状	第4準備書面 8 P
訴状②	平成29年4月5日付け訴状	第4準備書面 8 P
以下		
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊	第4準備書面 72 P
耐震工認審査ガイド	耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号)	第3準備書面 42 P
代替材料	不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの	第4準備書面 45 P
耐津波工認審査ガイド	耐津波設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号)	第3準備書面 42 P
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第9準備書面 13 P
耐震重要度	地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第4準備書面 27 P
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号)	第3準備書面 38 P
地域協議会	地域原子力防災協議会	第7準備書面 15 P
チェルノブイリ事故	旧ソビエト社会主義共和国連邦のチェルノブイリにおける原発事故	第6準備書面 5 P
地質調査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発第1306191号)	第3準備書面 38 P
地すべり	陸上及び海底での地すべり	第10準備書面 27 P
中越地震	2004年新潟県中越地震	第9準備書面 88 P
長期保守管理方針	高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針	答弁書 7 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
追加保全策	機器・構造物の現状の保守管理に追加すべき保全策	第13準備書面 13 P
津波評価部会	土木学会原子力土木委員会津波評価部会	第10準備書面 64 P
津波防護施設	津波防護機能を有する設備	第4準備書面 29 P
定期安全管理審査	改正原子炉等規制法43条の3の16第4項においては、定期事業者検査を行う特定発電用原子炉施設を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の16第4項)	第3準備書面 47 P
定期事業者検査	改正原子炉等規制法43条の3の16第1項においては、特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であって原子炉本体や原子炉冷却系統施設など原子力規制委員会規則で定めるものをいう。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、事業者自ら検査(改正原子炉等規制法43条の3の16第1項)	第3準備書面 46 P
電離則	電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)	第6準備書面 5 P
東海第二原子力発電所	日本原子力発電株式会社東海第二原子力発電所	第15準備書面 18 P
東京電力	東京電力株式会社	第1準備書面 8 P
東北電力	東北電力株式会社	第15準備書面 7 P
特重ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(原規技発第1409177号)	第3準備書面 39 P
特定重大事故等対処施設等	特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)	第12準備書面 53 P
特別点検	申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検	第5準備書面 10 P
内部火災ガイド	原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号)	第3準備書面 41 P
内部溢水ガイド	原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号)	第3準備書面 41 P
日本電気協会	社団法人日本電気協会	第22準備書面 30 P
燃料体技術基準規則	実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第7号)	第3準備書面 45 P
はぎとり解析	地上で取られた地震観測記録、地中で取られた地震観測記録について、観測サイトにおける解放基盤面に相当する地盤の地震動(解放基盤波)を評価する解析方法	第9準備書面 135
発電用原子炉設置者	原子力施設の規制基準に関し、工事計画認可、使用前検査等に係る技術基準に適合していない場合等に加え、原子力施設の位置、構造及び設備に係る設置許可基準に適合していない場合にも、原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第3準備書面 15 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
 原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
被告答弁書	被告の平成29年3月29日付け答弁書	第3準備書面 26 P
被告第3準備書面	被告の平成29年8月30日付け第3準備書面	第11準備書面 15 P
被告第4準備書面	被告の平成29年11月29日付け第4準備書面	第10準備書面 10 P
被告第5準備書面	被告の平成30年3月15日付け第5準備書面	第22準備書面 7 P
被告第9準備書面	被告の平成30年6月25日付け第9準備書面	第10準備書面 17 P
被告第11準備書面	被告の平成30年12月27日付け第11準備書面	第14準備書面 8 P
被告第13準備書面	被告の令和元年7月3日付け第13準備書面	第16準備書面 13 P
被告第14準備書面	被告の令和元年10月9日付け第14準備書面	第16準備書面 13 P
被告第15準備書面	被告の令和2年1月9日付け第15準備書面	第16準備書面 21 P
被告第16準備書面	被告の令和2年1月9日付け第16準備書面	第15準備書面 8 P
被告第17準備書面	被告の令和2年4月16日付け第17準備書面	第20準備書面 42 P
被告第18準備書面	被告の令和2年9月25日付け第18準備書面	第22準備書面 72 P
被告第19準備書面	被告の令和2年9月25日付け第19準備書面	第22準備書面 53 P
被告第21準備書面	被告の令和3年4月12日付け第21準備書面	第22準備書面 42 P
評価事故シーケンス	格納容器の破損に至る重要な事故シーケンス	第4準備書面 51 P
品質管理基準規則	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第8号)。	第3準備書面 41 P
品質管理基準規則解釈	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号)	第3準備書面 41 P
福島原発事故からの教訓	一般社団法人日本原子力学会「原子力安全」調査専門委員会技術分析分科会作成の「福島第一原子力発電所事故からの教訓」	第1準備書面 61 P
福島第一原子力発電所	東京電力福島第一原子力発電所	第1準備書面 8 P
福島第二原子力発電所	東京電力福島第二原子力発電所	第15準備書面 18 P
福島第一原発事故	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第1準備書面 7 P



## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
藤原氏	藤原広行氏	第9準備書面 85 P
不測事態シナリオ	原子力委員会委員長であった近藤駿介作成の「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」	第3準備書面 11 P
平成18年耐震指針	平成18年改正後の耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第9準備書面 78 P
平成24年改正前原子炉等規制法	改正前の原子炉等規制法	第3準備書面 20 P
平成24年改正前電気事業法	平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第3準備書面 30 P
保安規定審査基準	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第1306198号)	第3準備書面 42 P
防災指針	「原子力発電所等周辺の防災対策について」(平成12年に「原子力施設等の防災対策について」と改称)	第7準備書面 48 P
防災科研	独立行政法人(現国立研究開発法人)防災科学技術研究所	第17準備書面 44 P
保守管理に関する方針	延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針	第5準備書面 10 P
本件依頼事項	第16回口頭弁論期日(令和3年5月10日)において, 裁判所から被告に対し示された依頼事項	第24準備書面 5 P
本件運転期間延長認可処分	原子力規制委員会が本件原子炉施設の運転期間延長認可処分に係る発電用原子炉設置変更許可処分(①)	答弁書 3 P
本件各処分	①ないし④の各処分を併せて	答弁書 3 P
本件許可申請	平成28年10月5日付け原規規発第16100514号をもって許可された本件原子炉に係る設置変更許可処分に係る許可申請	第4準備書面 32 P
本件原子炉	美浜原子力発電所3号機	答弁書 3 P
本件原子炉施設	本件原子炉及びその附属施設	答弁書 3 P
本件工事計画認可処分	原子力規制委員会が本件各原子炉施設の工事計画認可処分(③)	答弁書 3 P
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会が本件各原子炉の設置変更許可処分(②)	答弁書 3 P
本件設置変更許可申請	平成27年3月17日付けで, 原子力規制委員会に対し, 原子炉等規制法43条の3の8第1項の規定に基づき, 同法43条の3の5第2項5, 8ないし10に掲げる事項の変更について許可の申請	第4準備書面 19 P
本件適合性審査	本件設置変更許可処分に係る適合性審査	第11準備書面 18 P
本件保安規定変更認可処分	原子力規制委員会が本件各原子炉の保安規定変更認可処分(④)	答弁書 3 P

## 略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第161号, 平成29年(行ウ)第43号  
原告 石地優 ほか72名

略 語	全 文	使用書面・ページ
もんじゅ最高裁平成4年判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571ページ)	第6準備書面 5 P
もんじゅ最高裁平成17年判決	最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(民集59巻4号671ページ)	第5準備書面 9 P
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号。以下「有効性評価ガイド」という。	第3準備書面 38 P
要求事項	実用炉規則第113条第2項第2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果, 延長しようとする期間において, 同評価の対象となる機器・構造物が下表に掲げる要求事項	第4準備書面 81 P
溶接安全管理審査	改正原子炉等規制法43条の3の13第3項においては, 溶接事業者検査を行う発電用原子炉設置者は, 溶接事業者検査の実施に係る体制について, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 原子力規制委員会規則で定める時期に, 同委員会が行う審査	第3準備書面 45 P
溶接事業者検査	正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項においては, 発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について, 原子力規制委員会規則に従って, 事業者自らが検査	第3準備書面 45 P
吉田調査	元福島第一原発所長吉田氏の政府事故調査に対する供述を記録した「吉田調査」	第1準備書面 11 P
予測式	$\Delta RTNDT \text{ 予測値} = \Delta RTNDT \text{ 計算値} + MR$	第13準備書面 36 P
予測式による予測	国内脆化予測法による関連温度の上昇量の予測	第13準備書面 32 P
立地審査指針要求事項①	敷地周辺の公衆に放射線による確定的影響を与えないため, 重大事故を仮定した上で, 目安として, 甲状腺(小児)に対し1.5Sv, 全身に対して0.25Svを超える範囲は非居住区域であること(原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2.1)	第7準備書面 31 P
立地審査指針要求事項②	防災活動を講じ得る環境にある地帯とするため, 仮想事故を仮定した上で, 目安として, 甲状腺(成人)に対し3Sv, 全身に対して0.25Svを超える範囲は低人口地帯であること(原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2.2)	第7準備書面 31 P
立地審査指針要求事項③	社会的影響を低減するため, 仮想事故を仮定した上で, 目安として, 全身線量*10の人口積算値が例えば2万人Svを下回るように, 原子炉敷地が人口密集地帯から離れていること(原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2.3)針2.2)	第7準備書面 31 P
立地審査の指針2.1	原子炉の周囲は, 原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること。(以下略)	第7準備書面 27 P
立地審査の指針2.2	原子炉からある距離の範囲内であって, 非居住区域の外側の地帯は, 低人口地帯であること。(以下略)	第7準備書面 27 P
立地審査の指針2.3	原子炉敷地は, 人口密集地帯からある距離だけ離れていること。(以下略)	第7準備書面 27 P
歴史記録等	設置許可基準規則の解釈別記3の25に示している, 歴史記録や伝承	第10準備書面 37 P
レシビ	推本の地震調査委員会が作成した「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」	第9準備書面 70 P
劣化状況評価	延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価	第5準備書面 10 P
劣化状況評価書	延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果が記載された書類	第13準備書面 11 P
ロシア等	ロシア, ウクライナ及びベラルーシ	第6準備書面 5 P